

- 一、八枝棹
- 二、棹
- 一、戸 張 地大和錦長八尺、幅七尺
- 三、張
- 一、簾 慶大和錦
- 三、垂
- 一、幕
- 二、張
- 一、水 引 赤地金襴
- 一、机 卷 同前
- 一、御願書
- 目錄十八通
- 一、上古以來相傳之神器 品々
- 一、辛卯年十二月、依相公御意入御覽御寫被仰付置候

元文二年閏十一月廿九日 佐那武大宮神主

河崎 和泉守  
河崎 河内

一、本郷邸造營費の償却  
元祿年中常憲公、本郷邸内へ渡御の時、御殿閣造營の費及渡御前後の費用莫大の事、中々我公家數歳の租入にても難償候。數年の年賦を以て諸職人并材木代等も、割賦の圖を

定て可相渡と有之節、公儀御役人衆へ諸職人共、賄賂を通じ訟之、公家の非道の様申し申し、其趣老中へ相聞え、老中より聞番を招て、輕き渡世の者共御成御用にて、却て及困窮候旨相聞候條、材木代以下早速御渡し可然由申來候。松雲公御許用無之、兼て被相定候通り、年賦の割合を以て相渡し置。或時御登城の日御退出の刻、老中へ迄仰述度事候條、御揃被成候時分可有御逢の旨に付、時の老中不殘列座にて御逢候所、御直に被仰入候は、御成前後の入用過分に付、夫々年賦を以て爲相渡候處、早速相渡可然の段各被仰聞候。此年限よりも早く相渡候趣にては、領國百姓共より過役を取擧候か、諸士共より知行の免を取立候か、か様の事共可申付外に無之候。此兩様の儀、前代以來終に不申付品に候。然れば此兩様を以て可相渡よりは、御預け置被成候領國三州指上候て可然存候外無之旨、御意被成候處、各御驚き御尤成儀に存候。思召の通にて可宜と挨拶にて事濟候旨。其日有合候御數寄屋方相勤候戸倉善佐と申坊主衆、直に本郷御邸へ罷越、某禮幹へ逢候て、今日如此御事、御屏風腰に祇候仕候て承申候。扱も〳〵氣味の能事御意御座

候て、私式迄も忝儀に奉存候旨、善佐申聞候。

一、本多大夢・伴八矢の改宗

本多大夢は、先祖代々參河國人にて一向宗門也。賀州へ仕官の後本願寺末寺專光寺を、檀那寺と定めけり。或時佐州君年忌に付其趣申含置、六月七日參詣の處に、住持失念致し作善の用意なし。大夢其日主僧へ施の爲に判金五枚令懐中の處、右の趣に付大に憤り、早速專光寺を出て直に伴八矢宅へ赴て、元祖八矢にて平生大夢と無二の合口。しか〳〵の趣を告て、且懐中より右の判金取出し、志は同じ事に候。あの如きの坊主に施さんよりは、御手前へ進候間所用に可被仕候。扱今日より改宗し、身共屋敷の内に有之候禪宗大乘寺へ歸依可仕候よし被申候へば、八矢承之、我等は日蓮宗に候へども、今日より御同然に大乘寺檀那と成て、死しても御心安く一所に葬られ可申とて、其日より同宗同寺と成り、次男源兵衛へも遺命して同意せしむ。

一、生類殺害の咎

常憲公御世治の内、生類御憐愍といふ事起り、甚人民の災禍と成りぬ。就中犬を傷殺すれば、人を殺よりも其咎重く、

士大夫の輩にても多く殺害に及ぶ事共也。或時松雲公御在國の時、御馬廻組永原丹七誤て犬を切殺しぬ。即刻御聽届の上五箇山へ遠流に被處候て、江戸表へも永原丹七と申者誤て犬を殺し候に付、急度罪科に處し候旨御届被成置候。御參勤の後老中戸田山城守殿へ御對面の刻、城州より此事御申出し、丹七事は如何様に被處候やと有之候時、五箇山へ遠流仕候旨被仰處に、是は御疎忽被成様に御座候と挨拶有之候。切腹可被仰付事のおもはく也。

一、前田綱紀の強硬

文昭公御代替の後、正徳二年八月御拜謁の時、前々は御老中の内御太刀御披露に候處、御奏者三浦壹岐守殿御太刀可請取様子に被仕候。松雲公御心には、御老中へ取次候て可被相達との事かと思召候。其上紀伊公御名代の御使者御目見の躰に候。是も前々は自餘の諸候とは違ひ、我公御拜謁は、御三卿御使者よりは前に御出の儀に候。然處其日は紀州の御使者、先達て罷出様子に相見え候。依之旁壹岐守へ被向、今日は御作法前々とは相違の趣に相見え候條、御目見の儀は相扣可申候と、屹度被仰述候處、御老中の内秋元